

新分野貸付 チェックリスト

①資金使途チェック欄

新分野に資する次の設備投資に要する資金(①または②に該当)

区分	チェック欄	内容
①日本標準産業分類の細分類が異なる		既存事業 ()
		進出する新分野()
②同一事業における差異		(1)原材料、または(2)生産加工技術が異なる
		(1)用途、(2)販路、(3)機能、(4)性能のいずれかが異なる

【②の場合、下記の表を記入し、該非の参考にしてください】

	既存事業の内容	新事業の内容
原材料		
生産加工技術		
	既存事業の内容	新事業の内容
製品の用途		
販路(小売、ネット販売等)		
製品の機能		
製品の性能		

②提出書類チェック欄

【必須事項】

- 静岡県中小企業向け制度融資制度資金申込書 (様式第1号)
※平成29年度より「融資希望期間」「保証機関の利用」欄を追加しました。
提出の際は上記の欄がある最新の様式をご利用ください。
- 決算書 直近2年分
(貸借対照表、損益計算書、(販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む)、株主資本等変動計算書、個別注記表)
※ 税務申告書のすべての写しを添付する必要はありません
- 事業計画書 (様式第7号)

【様式第7号の記載で事業内容が把握できない場合】

- 新分野に進出することがわかる書類、または進出して1年以内であることがわかる書類
((例)従来製品と新製品の比較表など)

【設備を導入する場合】

- 見積書 **※契約前見積書を添付してください。**

【保証協会の保証を付ける場合】

- 保証承諾書類一式

【保証協会の保証を付けない場合】 ※ 発行後6ヶ月前までの書類を提出してください。

- 商業登記簿謄本の写し、または定款の写し
- 納税証明書(原本) ※下記の「納税証明書発行場所」参照。最新の決算期が記載があるもの。**
- 印鑑証明書(原本)

【必要な許認可がある場合】

- 許認可書の写し

新分野貸付 チェックリスト

③融資条件チェック

- 融資限度額 : 7,000万円以内 (新事業展開支援資金(経営革新等貸付、少子化対策・障害者雇用支援貸付との合算額))
- 融資期間 : 10年以内
- 措置期間 : 1年以内
- 償還方法 : 元金均等月賦償還 または 元利金等月賦償還
- 資本金等 : 下記表の資本金及び従業員数のいずれかを満たしている

申請者業種	業種	資本金	従業員数
	製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	協同組合等(事業協同組合・農協等、協業組合、商工組合・商店街・酒造 など)	—	—

- 金利等 : 下記表の基準を満たしている

(固定金利のみ)

<input type="checkbox"/>	基準金利	2.07%以内	※融資利率以上の利子補給率を設定することはできません。 例 基準金利 1.00%の場合 正: 融資利率:0.5% 利子補給率:0.5% 誤: 融資利率:0.33% 利子補給率:0.67%
<input type="checkbox"/>	融資利率	1.6%以内	
<input type="checkbox"/>	利子補給率	0.47%以内	

納税証明書(静岡県)発行場所

※「静岡県」の事務所になります。

事務所名	住所	連絡先
下田財務事務所	下田市中531-1 下田総合庁舎3階	0558-24-2012
熱海財務事務所	熱海市水口町13-15 熱海総合庁舎	0557-82-9056
沼津財務事務所	沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎	055-920-2013
富士財務事務所	富士市本市場441-1 富士総合庁舎	0545-65-2112
静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎	054-286-9112
藤枝財務事務所	藤枝市瀬戸新屋362-1 藤枝総合庁舎	054-644-9116
磐田財務事務所	磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎東館2階	0538-37-2206
浜松財務事務所	浜松市中区中央1-12-1 浜松総合庁舎1階	053-458-7123